

処 分 等 の 種 類	免許の取消し	
処 分 等 年 月 日	平成30年 7月27日	
適用条項又は該当条項	法第5条第1項第3号	
処 分 等 の 根 拠 条 項	法第66条第1項第3号	
被 処 分 者	商 号 又 は 名 称	有限会社伊藤産業
	代 表 者 氏 名	伊藤 榮樹
	免 許 番 号	岩手県知事（9）第1581号
	主たる事務所の所在地	岩手県北上市本通り1-8-32
<p>処分等の理由</p> <p>被処分者の代表取締役は、危険運転致傷罪により、平成30年3月23日付けで懲役1年（執行猶予3年）の刑が確定した。</p> <p>このことは、法第66条第1項第3号に規定する法第5条第1項第3号に該当する。</p>		